

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月5日(月)午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	6番	井上	利彦
委員	1番	上甲	覚
	2番	土居	裕子
	3番	阿部	弘喜
	4番	高野	晃一
	5番	大野	信幸
	7番	兵頭	英樹
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	虎夫
	11番	松本	虎彦
	12番	木野本	伸行
	13番	梶原	知樹
	14番	津田	正利

②欠席委員 2人

委員	10番	中田	初美
	12番	木野本	伸行

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 12人

第1区	濱本	清一
第2区	宮本	寛
第4区	井村	大貴
第5区	中村	将士
第6区	大川	利光
第8区	藤原	勲
第9区	松本	綱光
第11区	田中	浩二
第12区	西村	公男
第13区	梶原	好一
第14区	亀井	初秋

②欠席推進委員 3人

第3区	山寄	勝司
第7区	島津	誠

第10区 船山 渉一

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第5 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について

6. 出席した事務局職員

主 事 宮 本 聖 真

7. 会議の概要

事務局長	それではただ今から、6月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。
事務局	それでは、農業委員会の事務局職員を紹介いたします。 現在のところ、事務局長が都合により不在のため、事務局長代理の農林水産課長林でございます。よろしくお願いいたします。 4月から新規採用されました宮本です。 何分、未熟ではありますが、誠心誠意、経験を積みながら、皆様のご指導のもと務めまいりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、農業委員の自己紹介をお願いします。 上甲 覚委員から議席順に、自己紹介をお願いします。
各委員	(各委員自己紹介)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員の自己紹介をお願いします。 はまもと せいいち 濱本 清市 推進委員から、名簿の順に、自己紹介をお願いします。
推進委員	(各推進委員自己紹介)
事務局	ありがとうございました。
事務局	それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただ今から、6月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、10番 中田委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。

それでは、3番 阿部委員、4番 高野委員にお願いいたします。

議長

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の、1日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日の1日と決定しました。

議長

次に、日程第3、「報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページの、報告第3号をご覧ください。
(報告書説明)
内容につきましては、令和5年5月10日に届け出があったもので、権利を取得した者は、松山市在住の、中藤 満江 氏で、伊方町大浜字畑尻 48番以下4筆の、1,162㎡を、令和4年10月26日頃に権利を取得したものです。
権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、大黒 晴義 氏です。
取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会によるあっせん等の希望は、「無し」となっております。
本件は、農地法第3条第1項第12号の規定による、遺産分割に該当するため、許可の対象外となる届け出となっております。
説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

日程第4、「報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」
事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、2ページの、報告第4号をご覧ください。
(報告書説明)
内容につきましては、令和5年5月17日に届け出があったもので、権利を取得した者は、松山市在住の、阿部 富士男 氏で、伊方町正野 1381番以下3筆の、3,281㎡を、令和2年12月7日に権利を取得したものです。
権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、阿部 良光 氏です。
取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会によるあっせん等の希望は、「無し」となっております。本件も、先程と同様、農地法第3条第1項第12号の規定による、遺産分割に該当するため、許可の対象外となる届け出となっております。

	<p>説明は、以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、次に移ります。</p>
議長	<p>日程第5、「報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、3ページの報告第5号をご覧ください。</p> <p>(報告書説明)</p> <p>内容につきましては、令和5年5月18日に届け出があったもので、権利を取得した者は、山口県熊毛郡田布施町在住の、篠澤 寿美江 氏で、伊方町小中浦乗越乙 217 番 1 以下 8 筆の、6,048 m²を、令和4年12月19日に権利を取得したものです。</p> <p>権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、篠澤 健二 氏です。</p> <p>取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会によるあっせん等の希望は、「有り」となっております。</p> <p>本件も、先程と同様、農地法第3条第1項第12号の規定による、遺産分割に該当するため、許可の対象外となる届け出となっております。</p> <p>説明は、以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、次に移ります。</p>
議長	<p>日程第6、「議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページの議案第5号をご覧ください。</p> <p>この議案は、伊方町長より令和5年5月23日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>利用権設定の計画は、2件で3筆、面積は、2,340 m²です。</p> <p>(議案説明)</p> <p>まず、全てにおきまして、利用権の種類は、使用貸借です。</p> <p>まず、受付番号8番につきましては、利用権を設定する者は、香川県綾歌郡国分寺</p>

町に在住の、酒井 清一 氏、76 歳で、利用権の設定を受ける者は、伊方町大江在住
さとし
の、大久保 聡 俊 氏、41 歳です。利用権を設定する土地は、伊方町大江字大バ
サマ 399 番 1 の 1 筆、1,109 m²で、期間は、告示日から 5 年間で、新規です。

次に、受付番号 9 番につきましては、利用権を設定する者は、伊方町九町に在住の、
大林 茂樹 氏、70 歳で、利用権の設定を受ける者は、伊方町九町に在住の、井村
ひろき
大貴 氏、35 歳です。

利用権を設定する土地は、伊方町九町 7 番耕地字ナガサキ 61 番 1 以下、2 筆の、
1,231 m²で、期間は、告示日から 10 年間で、新規です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18
条第 3 項の各要件を満たしており、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するもの
であります。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの、事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
す。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第 7、「議案第 6 号 農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題
といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

5 ページの議案第 6 号をご覧ください。

ふなやま しょういち
農地利用最適化推進委員の船山 渉一 氏から、

5 月 19 日付で、一身上の都合により、推進委員を辞任したい旨の申出がありました
ので、このことについて、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委
員会の同意を求めるものであります。

【参考 (5 月 19 日 (金) 本人の妻から聞き取った病状)】
農作業中の怪我が原因で、頸椎を損傷しており、下半身が麻
痺しており、長期の療養が必要とのこと。

なお、参考までに、同意をいただいたとして、以後の手続きにつきましても説明さ

させていただきます。

「伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」第10条におきまして、「推進委員が解嘱、失職又は辞任により欠員を生じた場合は、農業委員会はこの規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充を行うものとする。」と規定されております。

これにより、推進委員の補充につきましては、船山推進委員の担当区域が、規則第2条で定める第10区のうち、「須賀」、

「中村」、「上」、「札場」、「高浦」の区域であるため、後任の推進委員につきましては、先程と同じ区域を指定し、公募したいと考えております。

また、スケジュール的には、規則第2条第2項の規定により概ね1箇月の公募期間を設ける必要がありますので、8月の定例総会で、後任の委嘱を目指したいと考えております。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑が無いようですので、採決いたします。

議案第6号について、同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号は、同意することに決定いたしました。

なお、推進委員の補充に関し、公募等、事務手続きについては、事務局で適正に進めてください。

議長

それでは、その他に移ります。

事務局から、何かありませんか。

事務局

それでは、事務局から、5点について説明させていただきます。

(前田所事務局長が説明)

- ・農地利用の最適化の推進について(活動予定)
- ・農地パトロールについて
- ・農地所有者等意向調査について
- ・全国農業新聞の推進について
- ・推進委員の連絡先の確認について

以上です。

議長

委員さんから、何かありませんか。

(何も無し)

他にないようですので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。
事務局では、7月5日、水曜日、13時30分からの開催を、予定しているようですが、よろしいでしょうか。

(全員了解)

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時25分)